

東京都北区みどりの条例

昭和六〇年九月三〇日

条例第一五号

改正

平成一三年三月二九日条例第二二号

平成一八年三月二八日条例第三号

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 みどりの保護（第八条—第十四条）

第三章 みどりの育成（第十五条—第二十条）

第四章 みどりの協力員（第二十一条）

第五章 雑則（第二十二条—第二十五条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、東京都北区（以下「区」という。）におけるみどりの保護と育成に関し必要な事項を定めることにより、区、区民及び事業者が一体となつて地域の緑化の推進を図り、もつて現在及び将来における区民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 みどり 樹木、樹林、生けがき及び草地をいう。

二 事業者 商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。

（区長の責務）

第三条 区長は、この条例の目的を達成するため、基本的かつ総合的な施策を通じて、みどりの保護と育成に努めなければならない。

2 区長は、みどりの保護と育成に関する知識の普及を図るとともに、区民の提案及び意見が十分反映されるよう努めなければならない。

（区民の責務）

第四条 区民は、みどりを貴重な財産として、その保護と育成に自ら努めるとともに、区がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、事業活動を行うにあつては、みどりの保護と育成に努めるとともに、区がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

（地下水等の保全）

第六条 区長、区民及び事業者は、みどりの保護と育成に必要な水を確保するため、地下水及び湧水を保全するよう努めなければならない。

（計画の策定及び調査）

第七条 区長は、みどりの保護と育成に関する計画を策定し、おおむね五年ごとにみどりの実態についての調査を行い、その調査結果を公表しなければならない。

第二章 みどりの保護

（樹木等の保護及び回復）

第八条 何人も、現存する樹木及び樹林を保護するよう努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同等以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。

2 区長は、崖地に存するみどりを、その所有者の協力を得て、積極的に保護するよう努めなければならない。

（保護樹木等の指定）

第九条 区長は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める基準に該当する樹木、樹林及び生けがき（以下「樹木等」という。）のうち、特に保護する必要があると認めるものを、保護すべき樹木等（以下「保護樹木等」という。）として指定することができる。ただし、規則で定める樹木等については、この限りでない。

2 区長は、保護樹木等の指定をしようとするときは、あらかじめ当該保護樹木等の所有者の同意を得なければならない。ただし、当該保護樹木等の所有者が判明しないときは、この限りでない。

3 区長は、保護樹木等を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該保護樹木等の所有者に通知しなければならない。

4 区長は、保護樹木等を指定したときは、台帳を作成するとともに、当該保護樹木等にその旨を表示する標識を設置しなければならない。

（保護樹木等の所有者の責務）

第十条 保護樹木等の所有者は、当該保護樹木等が常に良好な状態を保つよう努めなければならない。

（届出）

第十一条 保護樹木等の所有者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

らない。

一 保護樹木等を伐採（非常災害のために必要な応急措置として行う伐採を除く。）しようとするとき。

二 保護樹木等が、滅失し、又は枯死したとき。

三 保護樹木等又はその存する土地を他に譲渡等をしようとするとき。

四 自己の住所又は氏名に異動が生じたとき。

2 区長は、前項第一号及び第三号の届出があつたときは、保護樹木等の保護の視点から、保護樹木等の所有者に対して変更の措置を要請することができる。

（保護樹木等の指定解除）

第十二条 区長は、次の各号の一に該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

一 前条第一項第一号及び第三号の届出があつたとき。

二 保護樹木等の所有者から土地の利用に支障が生ずる等の理由により、指定の解除の申出があつたとき。

三 保護樹木等として相当でなくなつたとき。

2 第九条第三項の規定は、前項各号の保護樹木等の指定の解除について準用する。

（買取り等の申出）

第十三条 保護樹木等の所有者は、前条に規定する指定の解除を受けることができないため、当該保護樹木等の存する土地の利用に著しい支障をきたす場合は、当該土地の買取り等の措置について区長に申し出ることができる。

（買取り等の協議）

第十四条 区長は、前条の申出を受けたときは、速やかに当該保護樹木等の所有者と協議のうえ、買取り等の措置を講ずるか否かを決定しなければならない。

2 区長は、前項の規定により買取り等の措置を講ずると決定したときは、その旨を保護樹木等の所有者に通知しなければならない。

3 区長は、第一項の規定により買取り等の措置を講じないと決定したときは、その旨を当該保護樹木等の所有者に通知し、かつ、当該保護樹木等の指定を直ちに解除しなければならない。

4 第九条第三項の規定は、前項の保護樹木等の指定の解除について準用する。

### 第三章 みどりの育成

（公共施設の緑化）

第十五条 区長は、区が設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、庁舎等の施設（以下「公共施設」という。）について、規則で定める基準により植栽するなどの緑化を行うとともに、その保全に努めなければならない。

2 国、他の地方公共団体等は、その設置し、又は管理する施設について、前項に定める基準に準じて緑化に努めなければならない。

（民間施設の緑化）

第十六条 規則で定める面積以上の敷地を有する区民及び事業者は、当該敷地に規則で定める基準により植栽するなどの緑化を行うとともに、その保全に努めなければならない。

（住民によるみどりの協定）

第十七条 住民が区域を定めて、その区域内に所有し、又は管理する土地について、全員の合意により、みどりの保護と育成に関する協定（以下「みどりの協定」という。）を締結した場合は、みどりの協定書を作成し、区長に提出してその認定を求めることができる。

2 区長は、前項のみどりの協定が、この条例の目的に照らして適当であると認めたときは、これを認定し、その旨を告示するとともに、協定書の内容を表示する標識を、みどりの協定をした区域内に設置しなければならない。

3 みどりの協定をした区域内の住民は、その協定の定めるところに従つて、その所有し、又は管理する土地の緑化を行わなければならない。

4 区長は、みどりの協定をした区域内の住民に対して、苗木の供給又はあつせん、樹木の選定の助言及び指導等みどりの育成に必要な措置をとることができる。

5 第一項及び第二項の規定は、みどりの協定の変更について準用する。

（事業所等のみどりの協定）

第十八条 区長は、規則で定める面積以上の敷地を有する工場、事務所、住宅団地等（以下「事業所等」という。）の緑化について、その事業者又は管理者とみどりの協定を締結することができる。

2 区長は、前項の規定により協定を締結したときは、その旨を告示するとともに、協定書の内容を表示する標識を当該事業所等の敷地内に設置しなければならない。

3 みどりの協定を締結した事業者又は管理者は、その協定の定めるところに従つて、事業所等の緑化を行わなければならない。

4 区長は、みどりの協定を締結した事業者又は管理者に対して、苗木の供給又はあつせん、樹木の選定の助言及び指導等みどりの育成に必要な措置をとることができる。

5 第一項及び第二項の規定は、みどりの協定の変更について準用する。

（モデル地区の指定）

第十九条 区長は、みどりの保護と育成のために、特に必要があると認める一定の区域をみどりのモデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定することができる。

2 区長は、モデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該区域内の住民の意見を聴かなければなら

い。

3 区長は、モデル地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、これを表示する標識を当該モデル地区内に設置しなければならない。

4 区長は、モデル地区内において、特に、みどりの保護と育成に必要な措置を講ずるとともに、公共施設の緑化に努めなければならない。

5 第三項の規定は、モデル地区の指定の解除について準用する。

（開発行為と緑化）

第二十条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第二項に規定する通知を必要とする計画又は規則で定める面積以上の敷地を対象とする都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為、建築基準法第六条第一項に規定する確認を必要とする計画若しくは都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第二条第八号に規定する指定作業場を設置する行為（以下「開発行為等」という。）を行おうとする者は、その計画に係る土地又は敷地の緑化に関する計画書（以下「緑化計画書」という。）を区長に提出し、認定を受けなければならない。

2 前項に規定する緑化計画書は、第十五条又は第十六条に定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、第一項に規定する緑化計画書の認定を受けずに開発行為等を行おうとする者又は認定を受けた緑化計画書の内容に違反し、若しくはその履行をしない者に対して、緑化計画の認定を受けるよう又は当該認定に適合する開発行為等を行うよう若しくは緑化計画を履行するよう勧告することができる。

#### 第四章 みどりの協力員

（みどりの協力員の設置）

第二十一条 区に、みどりの協力員（以下「協力員」という。）を置く。

2 協力員は、区の緑化に関する施策に協力し、みどりの破壊等の事実について区に知らせるとともに、地域において緑化思想の普及に努めなければならない。

#### 第五章 雑則

（補助）

第二十二条 区長は、みどりの保護と育成に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

（実地調査）

第二十三条 区長は、みどりの保護と育成の状態又は緑化の状況について、必要があると認めるときは、職員に実地調査をさせることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（違反行為の公表）

第二十四条 区長は、この条例の規定に違反した者があるときは、その違反の事実を公表することができる。

（委任）

第二十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

付則（平成一三年三月二九日条例第二二号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

付則（平成一八年三月二八日条例第三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。